

2019年10月から実施される消費税率の引き上げ等の改正へ 具体的な対策を進めましょう

経営者・経理担当者向け

経理担当者必見!

消費税改正に伴う実務対応セミナー

消費税率引き上げと軽減税率制度導入がいよいよ直前に迫ってまいりました。

10月以降は全ての業種で新たに帳簿・請求書・領収書などの記載・保存方法が「区分記載請求書等保存方式」に変わります。事業者はこの区分記載請求書等保存方式にしたがって、請求書と帳簿を大幅に変更しなければなりません。これは、納める税金の額に大きな影響を与える「仕入税額控除」にも関係しますので、経営者、経理担当者は変更ポイントを把握しておく必要があります。

本セミナーでは2019年10月の消費税増税に伴い実施される「消費税軽減税率制度」「経過措置」等について経営者・経理担当者向けの実務解説を致しますので是非ご参加ください。

【日時】 2019年 **9**月 **4**日(水)
14:00 ~ 16:00【定員】 **40**名 ※定員になり次第締め切ります【参加】 **無料**【場所】 **宇部興産ビル 302 会議室**
(宇部市相生町 8-1)
※駐車料金は自己負担となります【講師】 **税理士法人いそべ**

こひら としひこ

共同代表 **小平 敏彦 氏**

税理士、中小企業診断士、行政書士。税理士、中小企業診断士の両方の視点から見た起業支援を行っており、当所専門家としても活躍中。

セミナー内容

- 消費税軽減税率について
 - 対象品目で気を付けたい事
 - 工夫したい経理処理など
- レシート・請求書等がどう変わるの?
- 免税事業者が留意したいこと
- 経過措置ってなに?
- 申告書が変わります

【お申込み・お問合せ】

宇部商工会議所 中小企業相談所

TEL:0836-31-0251 FAX:0836-22-3470

(担当: 佐久間・田邊)

経理担当者向け 消費税改正に伴う実務対応セミナー申込書

宇部商工会議所中小企業相談所 行

FAX 0836-22-3470

事業所名	TEL	() -
	FAX	() -
所在地	業種	製造業・建設業・卸売業・小売業 飲食業・サービス業・その他 ()
参加者氏名①	役職 部署	
参加者氏名②	役職 部署	

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講習会・セミナーの実態調査、分析のために使用することがあります。